

## 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 に反対する会長声明

政府は、2013年（平成25年）3月1日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。

本法案は、前民主党政権下で国会に提出され審議未了のまま廃案となつたいわゆる「マイナンバー法案」（以下「旧法案」という。）を、基本的な内容はそのままに現政権において再度国会に提出したものである。

当会は、旧法案について、①同法案のデータマッチングの対象となる情報が市民生活の全般（税務分野においては私人間の取引も含まれる。）に及ぶ極めて広範囲にわたるものであること、②個人等に付された番号により、住所、氏名、年齢のみならず、病歴情報等いわゆるセンシティブ情報や収入・資産などの財産情報までをも政府が一望して管理することが容易になること、③個人情報等の漏洩、なりすまし等の被害が拡大する危険性があることを指摘して、旧法案につき強い懸念を表明し、同法案の成立に強く反対したところである（2012年（平成24年）9月4日付「マイナンバー法に反対する会長声明」）。

ところが、本法案においても、共通番号を利用した国民監視への懸念、あるいは個人情報等の流出のおそれは、依然として払拭されないどころか、附則第六条で、施行後5年を目途にして共通番号制度の積極的な利用拡大を目指しており、プライバシー権に対する脅威はより拡大したと言わざるを得ない。

そのうえ、本法案に基づく共通番号制度は、前民主党政権が強調していた新しい社会保障制度（給付付き税額控除制度）との関連も断ち切られている。また、共通番号制度によって公平な税制がもたらされるわけではないということは、前民主党政権下においても認められていたところである。共通番号制度を導入すべき国民にとっての意義は、益々見出し難くなっている。

このように、憲法上の重大な人権侵害を引き起こすおそれがあり、また、導入の必要性の乏しい共通番号制度に対して、2000億円～3000億円の初期費用に加えて、毎年200億円～300億円もの管理費用を投ずることには、到底賛同することができない。

以上の理由から、当会は、本法案が否決されることを強く求めるものである。

2013年（平成25年）3月29日  
大阪弁護士会  
会長 藪野恒明